**東日本大震災における原子力発電所の事故による**

受付印

**居住困難区域設定指示区域内家屋に係る代替家屋の**

**固定資産税の特例適用申告書**

平成　　　年　　　月　　　日

　　田　村　市　長　　　　　　　　　〒

申告者の住所

申告者の氏名（名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号　　　　　－　　　　－

東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示区域内とされた区域内の家屋に代わる家屋を取得したので、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

なお、添付書類（戸籍謄本等）については、担当課に交付請求されることに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住　　　　　所 | □申告者の住所と同じ |
| 氏名又は名称 | 被災家屋の所有者との関係（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 代　替　家　屋 | 所　　在　　地 | 田村市 |
| 家　屋　番　号 |  | 床面積 | ㎡ |
| 共　有　持　分 |  | 種　類 |  |
| 取得年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 構　造 |  |
| 取得の状況 | □新築家屋の取得　　　　□中古家屋の取得　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 他市町村への申告の有無 | □なし　□あり（平成　　年　　月　　日申告　　　　　　　　市町村） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居住困難区域設定指示区域内家屋 | 所有者の住所 |  |
| 所有者の氏名又は名称 |  |
| 所　在　地 | □被災家屋所有者と同じ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（家屋番号：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 種　類 |  | 床面積 | ㎡ | 共有持分 |  |
|  |  |

1　「代替家屋」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示区域と指定された区域内の家屋に代わる家屋を居住困難区域設定指示が解除される日から起算して３月（居住困難区域設定指示区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、１年）を経過する日までの間に取得された家屋。

2　「居住困難区域設定指示区域内家屋」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示区域とされた区域内の家屋をいう。

3　特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎　特例の内容と適用要件

　東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示区域とされた区域内の家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の代替家屋に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

１　特例対象者

　（１）対象区域内家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）

　（２）対象区域内家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等

　（３）対象区域内家屋の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける

その合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により

対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三

に規定する分割承継法人

　（４）対象区域内家屋の所有者と同居する３親等内の親族

　　　※　震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

２　対象区域内家屋要件

　　東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の家屋

３　特例対象家屋要件

　　対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として対象区域内家屋と種類が同一で使用目的又は

用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。以下「代替家屋」という。）

４　取得期間

　　居住困難区域設定指示が解除された日から起算して３月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、１年）を経過する日までの間に取得された家屋

５　特例の内容

　　固定資産税の対象区域内家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から４年度分２分の１

に減額され、その後の２年度分は３分の１に相当する額を減額します。

◎　添付書類

１　対象区域内家屋の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を居住困難区域設定指示が行われた日において、居住困難区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類

２　対象区域内家屋を確認できる書類　⇒「平成２３年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等

（１）対象区域内家屋が田村市内にある場合は不要です。

　（２）対象区域内家屋が課税台帳に登録されていない場合は、対象区域内家屋の所有を確認できる書類が必要です。

３　資産の取得が確認できる書類　⇒「売買契約書」（写）等

４　代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人又は被災家屋の所有者と同居する３親等内の親族又

　は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類

　（１）相続人、又は１親等内の親族の確認書類　⇒「戸籍謄本」（写）

　（２）被災家屋の所有者と同居する３親等内の親族の確認書類　⇒「戸籍謄本」（写）「住民票」（写）

　（３）合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」（写）

　　　　等

　　 ※　必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

　　 ※　必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。